



長野県報

11月5日(月)
平成24年
(2012年)
第2418号

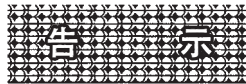
目次

告示

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	1
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	2

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課).....	2
一般競争入札(砂防課).....	3
一般競争入札(3件)(生活排水課).....	3
一般競争入札(文化財・生涯学習課).....	6
長野県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等(労働委員会事務局).....	7
一般競争入札(6件)(高校教育課).....	8



長野県告示第713号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県安曇野建設事務所及び安曇野市役所に備え置きます。

平成24年11月5日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号		
桜坂	1 右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線に囲まれた区域。(平成6年長野県告示第641号で指定した保安林を除く。)	安曇野市	豊科光		2194番1	1号		
		"	"	"	1708番69	2号、18号及び19号		
		"	"	"	1720番	3号及び4号		
		"	"	"	1705番1	5号		
		"	"	"	1724番1	6号		
		"	"	"	1795番2	7号、14号及び15号		
		"	"	"	1801番	8号		
		"	"	"	1808番	9号		
		"	"	"	1968番1	10号		
		"	"	"	1974番4	11号		
		"	"	"	1975番6	12号		
		"	"	"	1964番2	13号		
		"	"	"	1724番5	16号		
		"	"	"	1717番3	17号		
			2 右に掲げる地番の土地に存する標柱20号から27号までを順次結んだ線及び標柱20号と27号を結んだ線に囲まれた区域。(明治42年農商務省告示第1424号で指定した保安林を除く。)	安曇野市	豊科光		1984番45	20号
				"	"	"	1989番3	21号
				"	"	"	2014番	22号
"	"			"	2010番	23号		
"	"			"	2033番2	24号		
"	"			豊科田沢	4650番2	25号		
"	"			豊科光	2031番1	26号		
"	"			"	2081番8	27号		

小瀬幅北	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域。	安曇野市	豊科田沢	4658番3	1号
		〃	〃	7068番イ	2号
		〃	〃	7068番ロ	3号
		〃	〃	4680番	4号
		〃	〃	4719番1	5号
		〃	〃	4718番1	6号
		〃	〃	4674番2	7号
		〃	〃	4635番5	8号

砂防課

長野県告示第714号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年11月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
不動沢及び寒沢

- 2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第715号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年11月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
不動沢

- 2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年11月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年10月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アクロス福祉会
- 3 代表者の氏名
千野 孝
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字中山3710番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々並びに地域に暮らす人々に対して、住み慣れた地域で、家庭的な雰囲気のもと安心して暮らせるよう生活自立を支える事業を行い、地域福祉を住民と共に考え、住民参加の介護サービスにより、不特定多数の人々の利益の増進と地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年11月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年10月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人大山自然
- 3 代表者の氏名